

第4次もりぐち
地域福祉活動計画
(令和4年度～令和8年度)

みんなで参加！
誰もが安心して暮らせる
「もりぐち」のまちづくり



守口市社会福祉協議会
シンボルキャラクター
「ふくリン」

ごあいさつ



ー第4次もりぐち地域福祉活動計画

策定によせてー

近年、少子高齢化や核家族化の進行に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し、地域における住民相互の繋がり希薄化や地域課題の複雑・多様化が懸念されています。

さらに、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地域福祉活動が制限される一方、経済活動や雇用環境の悪化などにより生活に困窮する人々からの相談が急増しております。そのため、今なお福祉資金特例貸付や自立支援金などの各種支援策を行っていますが、今後の自立に向けた新たな支援の構築が急務となっております。

加えて、到来する人口減少社会や地域共生社会に向けた多様な働き方・人材確保への対応、また頻発する大規模な自然災害への福祉的対応の強化が求められております。

このように福祉を取り巻く環境は、今まで経験したことのない大きな変化に直面しているところでございます。

それ故、今までの活動計画で実践してきた推進方策を検証するとともに、地区福祉委員、民生委員・児童委員の皆様にご協力いただき「第4次もりぐち地域福祉活動計画の策定に関するアンケート調査」を行いました。

その調査結果を踏まえ、住民、関係機関、団体の皆様が協働して地域福祉を推進していくための指針となる「第4次もりぐち地域福祉活動計画」をこの度策定することとし、新しい地域福祉の創造と実践に邁進してまいります所存でございます。

また、地震、豪雨などの自然災害で得た経験を活かした災害支援のさらなる充実を図っていく考えでありますので、市民の皆様及び関係各位のなお一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりましたが、貴重なご意見・ご提案をいただきました多くの皆様に心から厚くお礼申し上げます。

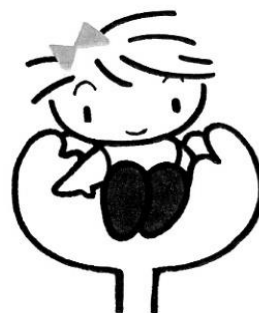
令和4年4月

社会福祉法人 守口市社会福祉協議会
会 長 松 岡 雅 信

目 次

I. はじめに	1
1. 「第4次もりぐち地域福祉活動計画」策定の趣旨	1
2. 守口市各種行政計画と「もりぐち地域福祉活動計画」の関係	2
3. 「第4次もりぐち地域福祉活動計画」の期間	2
4. 計画策定に関するアンケート調査について	2
II. データでみる守口市の現況	3
1. 人口・世帯数の動向	5
2. 少子・高齢化の状況	6
3. 介護保険・要介護者数	7
4. 障がいのある人の状況	8
5. 児童虐待の状況	9
6. 福祉に関する相談状況	10
III. 第4次もりぐち地域福祉活動計画	11
1. 基本方針	11
2. 基本目標・重点項目	12
[基本目標Ⅰ] 福祉の心を広げるための仕組みづくり	13
重点項目① 啓発活動の強化	13
重点項目② 担い手の育成	15
[基本目標Ⅱ] みんながつながるための仕組みづくり	17
重点項目① 多世代・多様な交流の促進	17
重点項目② ネットワークの構築、連携強化	19
重点項目③ 小地域福祉活動	21
[基本目標Ⅲ] 地域で支え合うための仕組みづくり	23
重点項目① 課題の早期発見・予防	23
重点項目② 適切な支援へのつなぎ	25
重点項目③ 災害時の支援体制の構築	27
3. 重層的支援体制整備事業について	29
IV. 第3次もりぐち地域福祉活動計画の総括	30

I. はじめに



あなたとともにしあわせを

1. 「第4次もりぐち地域福祉活動計画」策定の趣旨

今日、急速に少子高齢化が進展し、生活領域における支えあいの基盤の脆弱化に伴い、福祉課題も多様化・複雑化しています。

守口市社会福祉協議会では『みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり』を基本理念に、第1次、第2次の「もりぐち地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の向上に取り組んできました。

平成28年に策定した「第3次もりぐち地域福祉活動計画」では、地域住民をはじめ、ボランティア団体、関係諸団体などが参画するプラットフォームが中核となって様々な活動を実践してきました。

今回の「第4次もりぐち地域福祉活動計画」では、今まで実践してきた推進方針を検証し、3つの基本目標「福祉の心を広げるための仕組みづくり」・「みんながつながるための仕組みづくり」・「地域で支えあうための仕組みづくり」を掲げ、これまでの活動をより効果的に行うとともに、アンケート調査での貴重な意見も盛り込み、新しい地域福祉の創造と実践の方針を定めました。

本計画をもとに、介護や子育て、生活困難などの問題を抱え支援を必要としながらも制度上のサービスだけでは十分に対応しきれない要支援者が、地域で安心して暮らせる環境づくりなどを、地域住民、ボランティア団体、NPO、関係諸団体、行政などと連携・協働して取り組んでいきます。

2. 守口市各種行政計画と「もりぐち地域福祉活動計画」の関係

「第4次もりぐち地域福祉活動計画」に関連する行政計画としては、「守口市地域福祉計画」をはじめ、「守口市老人福祉計画」、「くすのき広域連合介護保険事業計画」、「守口市子ども・子育て支援事業計画」、「守口市障害者計画」、「守口市障害福祉計画」があり、これらの行政計画と「地域福祉活動計画」は、常に整合性を図り、相互に連携・協働する関係、いわば車の両輪の関係にあるといえます。「第4次活動計画」は、“社会的な支援を必要としながらも制度上のサービスだけでは十分に対応しきれない要支援者などが、地域で安全で安心して暮らせる環境づくり”を目的として策定する住民参加型の活動計画であり、また、守口市の「地域福祉計画」に関する行動計画としての性格をも併せもっています。

3. 「第4次もりぐち地域福祉活動計画」の期間

「第4次もりぐち地域福祉活動計画」の期間は、令和4年度から令和8年度までの5カ年計画とし、年度ごとに計画の進捗状況を検証し必要な見直しを行うものとしします。

4. 計画策定に関するアンケート調査について

本計画の策定にあたり、守口市社会福祉協議会役員・地区福祉委員長及び守口市民生委員児童委員協議会役員・地区委員長・部会長に「日常生活や活動の中で感じている福祉課題」についてのアンケートを実施し、守口市の現状と課題についてご意見をいただきました。

Ⅱ. データでみる守口市の現況

人 口 … 142,655 人

世帯数 …… 73,353 世帯

面 積 …… 12.71 km²

(令和 4 年 1 月 1 日現在)



守口市シンボルキャラクター
「も り 吉」

人口密度 …… 11,224 人/km²

※大阪府内では、大阪市に次いで2番目に高い数値 (令和 4 年 1 月 1 日現在)



高齢化の現況

65歳以上人口 …… 40,976 人

高齢化率 …………… 28.7 %

※全国高齢化率 28.6%を上回る数値

75歳以上人口 …… 22,894 人

後期高齢化率 …………… 16.0 %

※全国後期高齢化率 14.7%を上回る数値

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

少子化の現況

14歳以下人口 …… 15,747 人

年少人口(14歳以下)の割合 …… 11.0 %

※全国の年少人口の割合 11.9 %を下回る数値

(令和 4 年 1 月 1 日現在)

※全国の数値は、総務省統計局・令和 2 年国勢調査人口速報集計を基準と
とした概算値による

介護保険・要介護者数の現況

要介護1～5 …… 7,592 人

要介護1 …… 2,193 人

要介護2 …… 2,046 人

要介護3 …… 1,313 人

要介護4 …… 1,123 人

要介護5 …… 917 人

要支援1・2 …… 2,125 人

要支援1 …… 1,007 人

要支援2 …… 1,118 人

(令和3年10月1日現在)

障がいのある人の現況

身体障害者手帳所持者 …… 7,952 人

内訳 1級 …… 2,483 人

2級 …… 1,157 人

3級 …… 1,305 人

4級 …… 2,005 人

5級 …… 561 人

6級 …… 441 人

療育手帳所持者数 …… 1,628 人

内訳 A …… 624 人

B1 …… 351 人

B2 …… 653 人

精神保健福祉手帳所持者数 …… 1,654 人

内訳 1級 …… 110 人

2級 …… 876 人

3級 …… 668 人

合計 …… 11,234 人

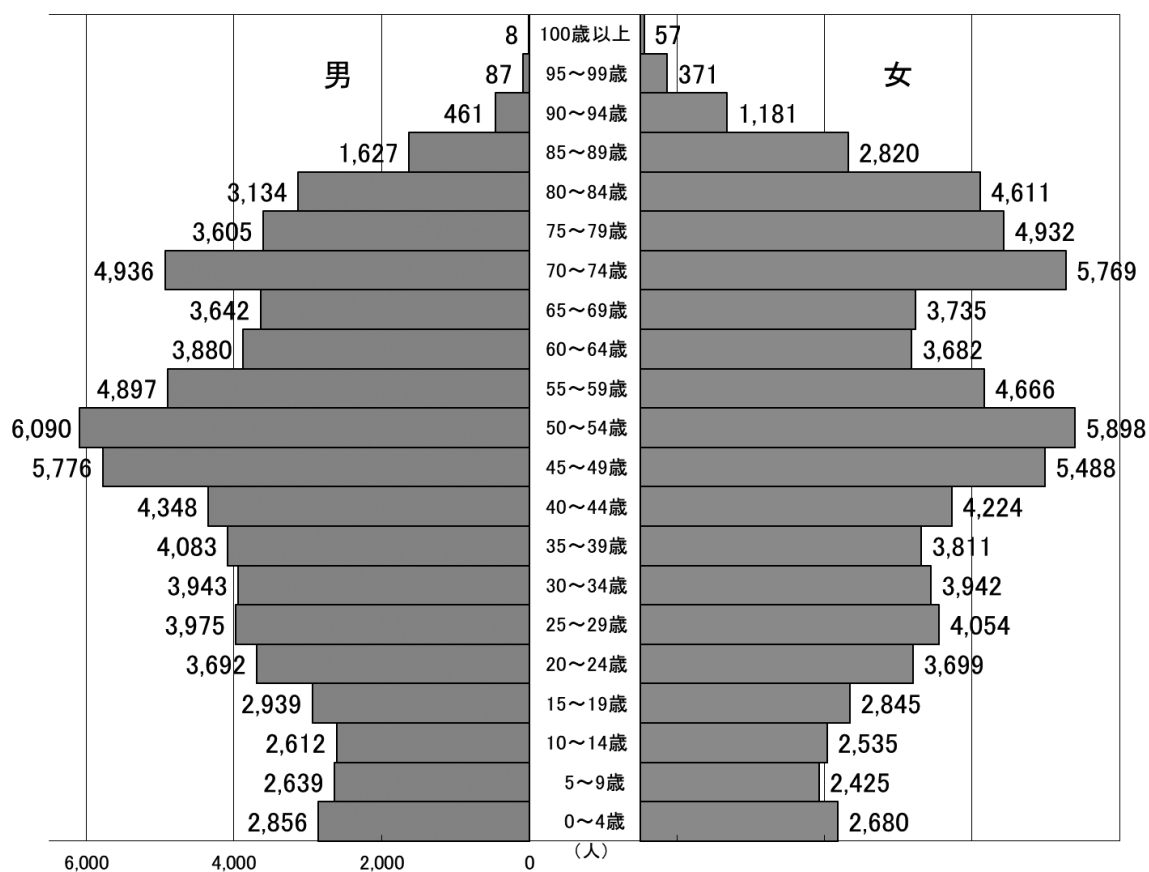
(令和3年4月1日現在)

1. 人口・世帯数の動向

守口市の人口は、昭和46年6月の188,035人をピークにその後漸減傾向を示し、令和4年1月には142,655人まで減少しています。一方、人口密度は11,224人／km²で、大阪府内においては大阪市に次ぐ高い数値となっています。

また、世帯数は昭和45年の59,791世帯(1世帯当り3.14人)から令和4年1月には73,353世帯(1世帯当り1.94人)に変動しており、核家族化がますます顕著となっています。なお、大阪府内における1世帯当りの人員数は、大阪市、門真市に次いで低い数値となっています。

守口市の年齢別・男女別人口／令和4年1月1日現在



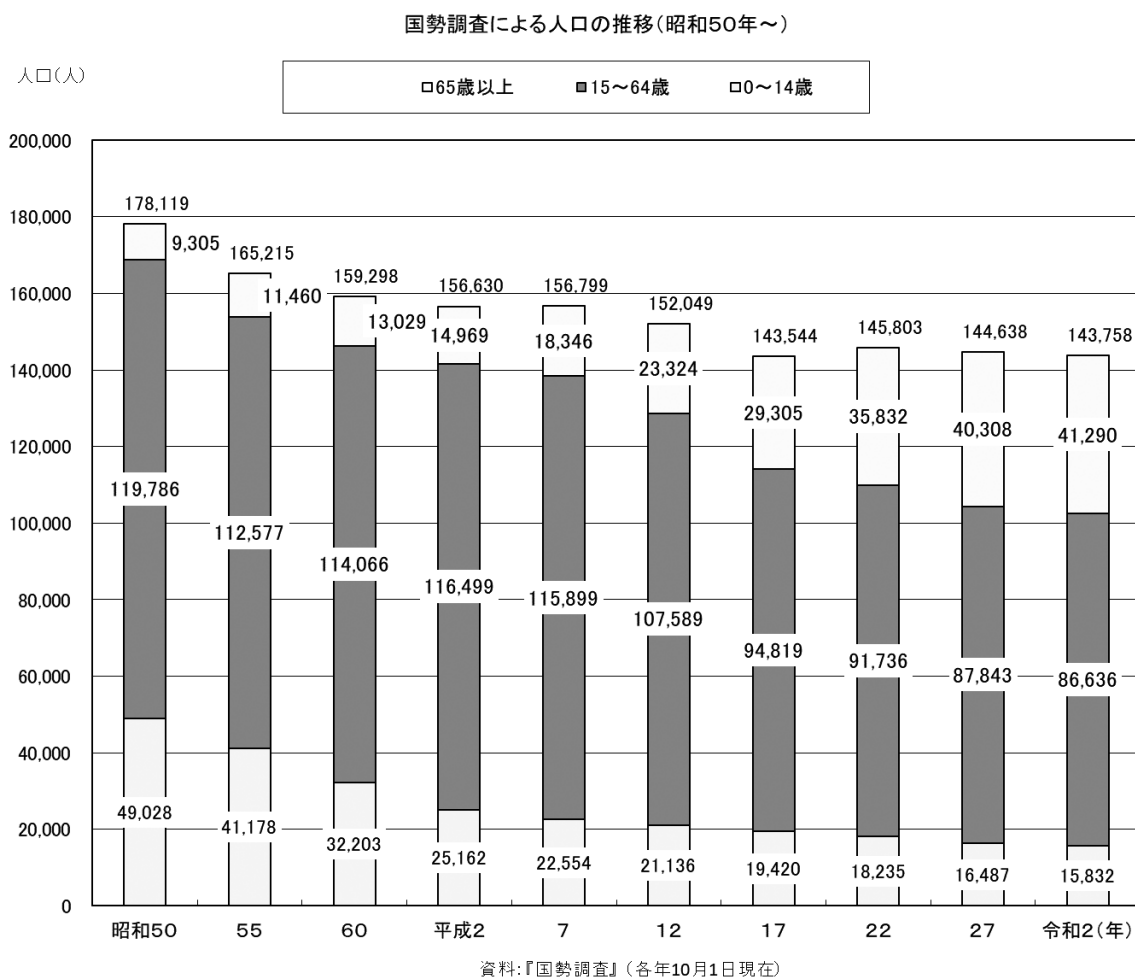
資料：『住民基本台帳』及び『外国人登録人口』

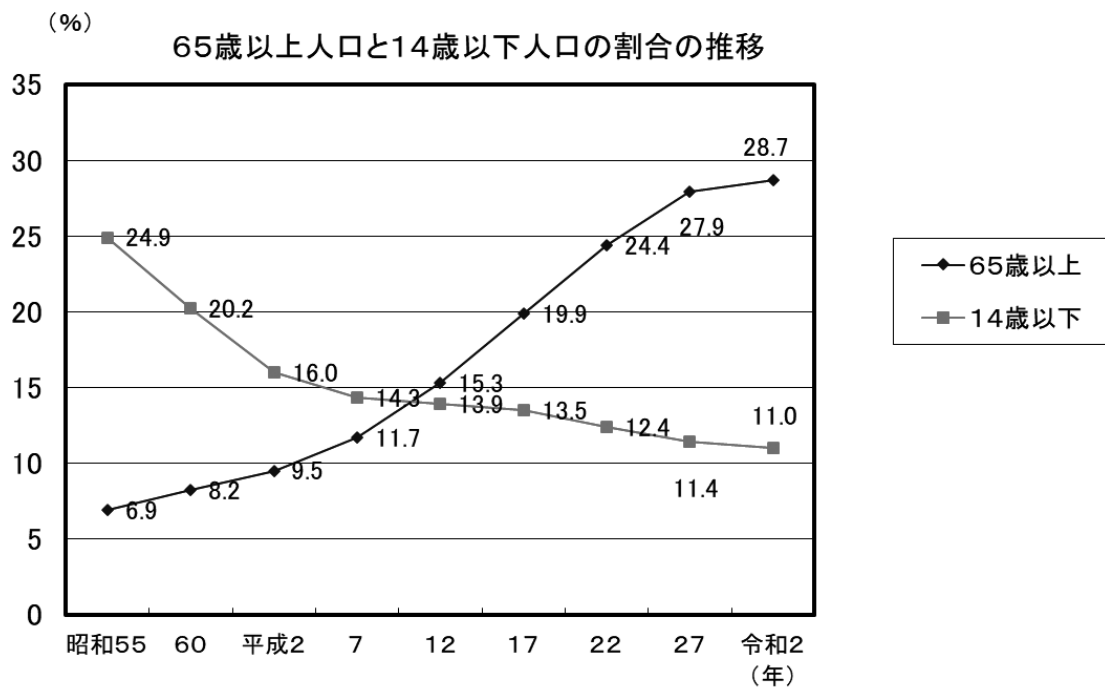
2. 少子・高齢化の状況

昭和50年以降の守口市の年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は、9,305人から41,290人と約4.4倍に増加しています。一方、年少人口（14歳以下）は、49,028人から15,832人となり約68%も減少しています。

高齢化率は、昭和50年の6.9%から令和4年には28.7%まで上昇しており、全国の高齢化率の数値28.6%（『総務省統計局・人口推計』）を上回っています。

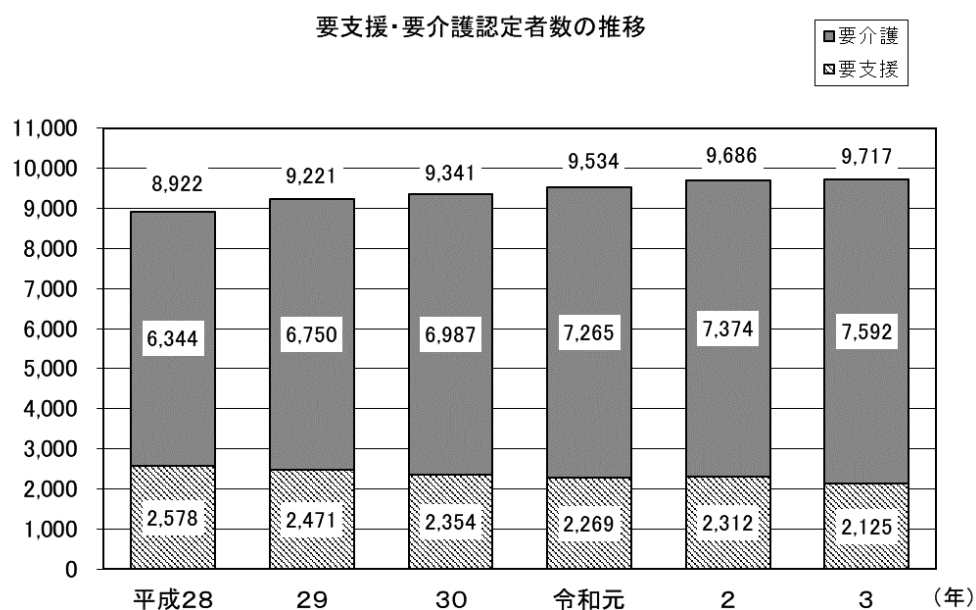
また、人口に占める14歳以下の割合は、令和4年には11.0%まで下がり、全国の数値11.9%（『総務省統計局・人口推計』）を下回っており、少子・高齢化の状況がさらに顕著となっています。





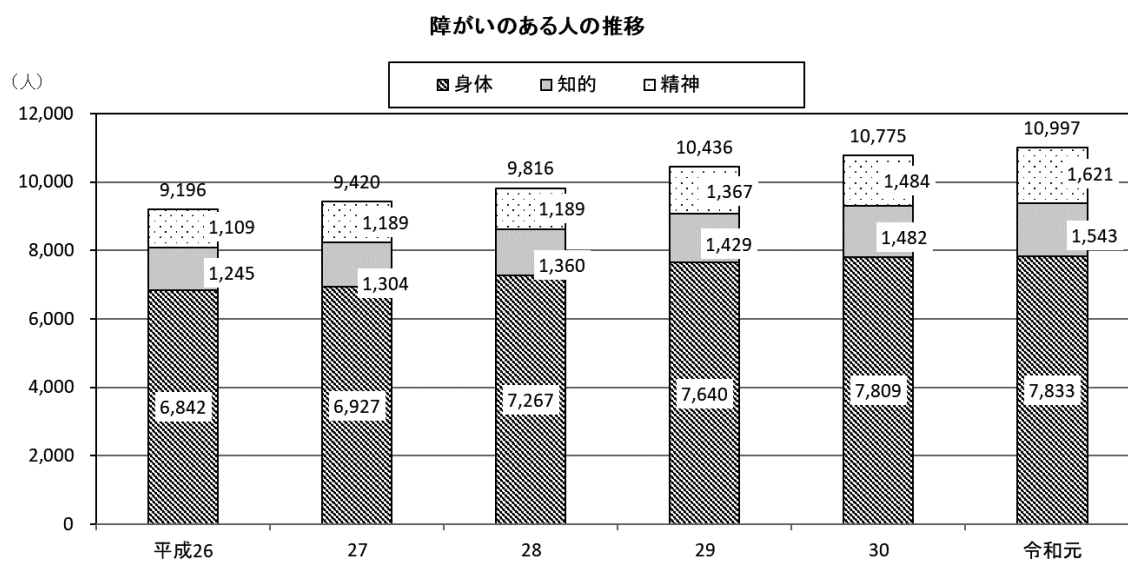
3. 介護保険・要介護者数

守口市の介護保険・要介護者は、令和3年10月で要介護1～5の合計が7,592人、要支援1・2の合計が2,125人となっています。平成28年10月と比較すると全体で約1.09倍増加しています。



4. 障がいのある人の状況

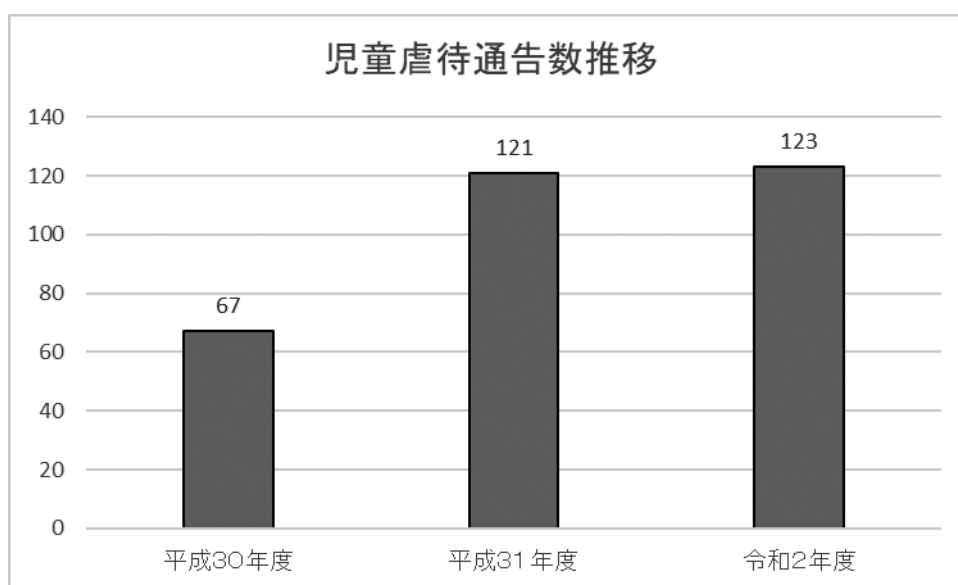
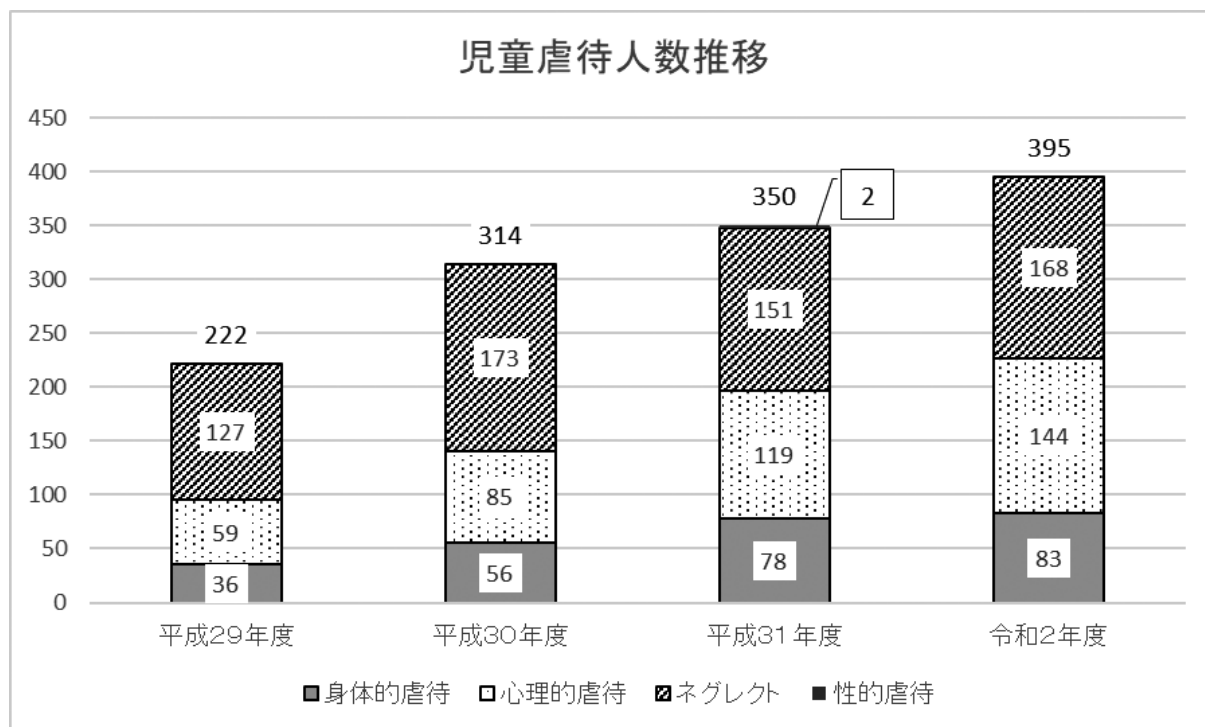
守口市の身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）、知的障がいのある人（療育手帳所持者）、精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数はそれぞれ増加しています。平成26年と比較すると、身体障がいのある人は5年間で約1.14倍、知的障がいのある人は約1.24倍、精神障がいのある人は約1.46倍と増加しています。



資料:『第6期守口市障がい福祉計画及び第2期守口市障がい児福祉計画』(各年度末現在)

5. 児童虐待の状況

守口市の児童虐待数は、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトともに平成29年度から年々増加しています。また、守口市家庭児童相談が1年間に通告を受けた件数も年々増加しており、通告対応の結果、家庭児童相談から子ども家庭センターに一時保護を要請した重篤件数も増加しています。



資料：守口市児童虐待防止地域協議会（令和元年～2年度活動報告）

6. 福祉に関する相談状況

本協議会では、福祉に関する相談窓口として、いきいきネット相談支援センターを設置しています。

相談人数は、令和2年度が6,672人で、平成30年度と比較すると約5.23倍増加しています。

相談内容としては、「福祉制度に関する相談・見守り・引きこもり関係」の割合が最も高く、次いで「生活費に関する相談」、「生活に関する身近な相談」の割合が高くなっています。

特に、令和2年度では新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方からの相談が大幅に増加しています。また、自宅で過ごす時間が増えたこともあり「住宅関係(近隣のもめごとを含む)相談」も増加しています。

相談内容・相談人数推移

相談内容	平成30年度	平成31年度	令和2年度
福祉制度に関する相談・見守り・引きこもり関係	207人	235人	4,648人
生活に関する身近な相談	150人	65人	480人
健康・医療に関する相談	114人	40人	140人
生活費に関する相談	92人	88人	547人
就労に関する相談	11人	18人	108人
財産管理・法律・結婚・離婚関係	33人	17人	39人
消費者被害に関する相談	11人	2人	3人
多重債務に関する相談	1人	2人	7人
家庭問題に関する相談(DV・虐待を含む)	13人	3人	7人
地域福祉活動・ボランティア活動に関する相談	222人	269人	249人
住宅関係(近隣のもめごとを含む)の相談	63人	20人	127人
子育て・子どもの教育に関する相談	13人	11人	28人
その他(ごみ問題等)	345人	135人	289人
合計	1,275人	905人	6,672人

参考:平成30年度～令和2年度いきいきネット相談支援センター
(コミュニティソーシャルワーカー)事業報告

Ⅲ. 第4次もりぐち地域福祉活動計画

1. 基本方針

地域では少子高齢化やつながりの希薄化などにより、一人暮らし高齢者などの孤独死、老々介護、虐待、地域の担い手不足など制度上の支援だけでは対応しきれない課題が増加しています。

このような状況のもと、誰もが地域で安全で安心して暮らせる環境づくりが必要であり、地域住民、行政、ボランティア団体、各種団体、NPO、事業者、関係機関などが地域の課題を共有する当事者であるという意識を持ち連携・協働して地域社会を創ることが必要です。

そこで、この計画では、本協議会が掲げてきた『みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり』という基本理念を基に、新しい地域福祉の創造と実践を基本方針とします。



2. 基本目標・重点項目

<基本理念>

みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり

【基本目標Ⅰ】福祉の心を広げるための仕組みづくり

<重点項目> ①啓発活動の強化（P.13）

②担い手の育成（P.15）

【基本目標Ⅱ】みんながつながるための仕組みづくり

<重点項目> ①多世代、多様な交流の促進（P.17）

②ネットワークの構築、連携強化（P.19）

③小地域福祉活動（P.21）

【基本目標Ⅲ】地域で支え合うための仕組みづくり

<重点項目> ①課題の早期発見・予防（P.23）

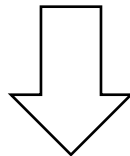
②適切な支援へのつなぎ（P.25）

③災害時の支援体制の構築（P.27）

【基本目標Ⅰ】福祉の心を広げるための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・自分たちの福祉活動が、本当に支援を必要としている方々に届いていないのでは…と思うことがある。
- ・地域の行事等でお会いできる方の相談を聞くことはできるが、外へ発信できない方の困りごとを把握することが難しい。
- ・一人暮らし高齢者で危うく特殊詐欺の被害に合いそうな方がいた。本人だけでなく家族や地域に対して、情報を広く周知し注意喚起を行う必要がある。
- ・地域で暮らす障がいのある人の情報が入ってきづらいため、関わることが少ない。また、どのような支援や関わりが必要なのか分からず困っている。



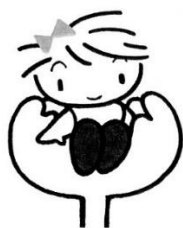
<重点項目①> 啓発活動の強化

地域福祉活動を推進するためには、住民一人ひとりに「地域」や「福祉」について関心を持ってもらうことが重要です。機関紙やホームページなどの媒体を活用して情報を発信するほか、新たな啓発方法を模索し、「福祉の心」をより広げます。

推進方針

- ・地域福祉について学ぶ機会を増やす。
- ・福祉制度や事業の啓発を強化する。
- ・障がいのある人やその家族への差別偏見をなくす啓発活動に努める。
- ・ICT の活用など新たな啓発や活動に努める。

※ICT…通信技術を活用したコミュニケーションのこと。



◎機関紙「社協もりぐち」

守口市社協では啓発活動の1つとして、年3回機関紙を発行しています。地区福祉委員会の行事案内や活動の様子の他に、暮らしに役立つ豆知識なども掲載しています。



◎ホームページ

社協の事業や地域の取り組みをいち早くお伝えしています。

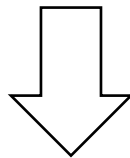
QRコードを読み取ってご覧ください。➡



【基本目標Ⅰ】福祉の心を広げるための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・活動の担い手の高齢化が進み、行事の運営が難しくなっている。
- ・若い世代が参加しづらくなっている。
- ・地域で同じ人が複数の団体の役員を兼務しており、負担が大きくなっている。
- ・仕事をしながらの福祉活動は負担が大きい。

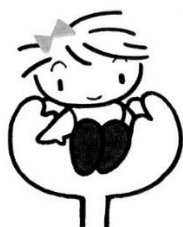


<重点項目②> 担い手の育成

地域福祉活動の推進に不可欠なものの1つとして、「担い手」の存在があります。しかし、なり手不足や新たな人材の発掘はどの地域においても課題となっています。誰もが参加しやすく活動しやすい環境をつくり、担い手の負担を軽減するとともに新たな担い手を育成します。

推進方針

- ・ボランティア活動への参加を促進する。
- ・若い世代の担い手を育成する。
- ・担い手が活動しやすい環境づくりに努める。



◎ボランティアセンター

ボランティア活動してみたい、情報がほしいという方のために窓口を設置し、ボランティアの登録や相談、紹介を行っています。また、ボランティア連絡会の育成やボランティアフェアを開催するなどの啓発も行なっています。

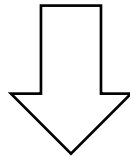


▲ボランティアフェアの様子

【基本目標Ⅱ】みんながつながるための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・近所とコミュニケーションが取れていない高齢者や若年層が増えている。
- ・一人暮らし高齢者の孤立が進んでいる。
- ・核家族化が進み、子育ての悩みを一人で抱えている親が増えた。
- ・コロナ禍で地域行事が少なくなり、子育て世代と関わる機会が減った。
- ・三世代が交流できる場が少ない。

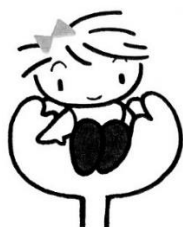


<重点項目①> 多世代、多様な交流の促進

年々地域住民同士のつながりが希薄化している中、孤独死や相談できる相手がいないなどの課題が生まれています。子育てサロンやいきいきサロンなど当事者同士が集える場や、年齢や障がいの有無など関係なく、地域の誰もが交流できる活動を促進します。

推進方針

- ・子育て世代、高齢者、障がいのある人同士の交流を促進する。
- ・世代を超えた交流を促進する。
- ・地域の誰もが集える場づくりを推進する。



◎キッズキャンパス

交流活動の1つとして、大阪国際大学と社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、よつば小学校がスクラムを組んで「キッズキャンパス」という取り組みを行っています。

休日、大学内に子どもが集えるスペースを開放し、大学生が学習支援とスポーツやゲームなどを、また地区福祉委員や民生児童委員を中心とした食育ボランティアは近隣の農家の協力によるフードロスの活用にも取り組みながら、温かいご飯を提供するなどの食育を担っています。

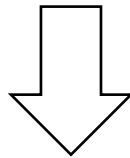
子どもたちの居場所づくりとなっているほか、大学生と小学生、また地域のボランティアの方々との交流の場にもなっています。



【基本目標Ⅱ】みんながつながるための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・地区福祉委員会と地域包括支援センターが連携し、合同会議や研修会を実施している。
- ・行政から事業の一環で一人暮らし高齢者の名簿を提供してもらうことができ、以前より地域の高齢者が把握できるようになり助かっている。
- ・一人暮らし高齢者の情報を民生委員や福祉委員とケアマネジャーが共有できれば、互いの活動に生かせることも多いと感じる。

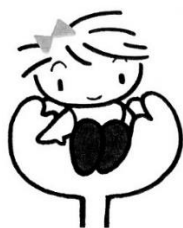


<重点項目②> ネットワークの構築、連携強化

地域住民の悩みや心配ごとは年々複雑化・多様化しており、各機関や団体が個々に支援するだけでは解決につながりません。地域に関わる様々な団体や人が連携し、それぞれの知識や強みを生かして支援できるよう、ネットワークを構築、強化します。

推進方針

- ・社協のプラットフォーム機能を拡充する。
- ・行政や関係機関との連携を強化する。
- ・地区福祉委員会が主体となって地域の関係団体との連携を強化する。
- ・地域貢献委員会を主体として福祉施設間の連携を強化する。
- ・地域包括ケアシステムの構築に努める。



◎もりぐち地域貢献委員会

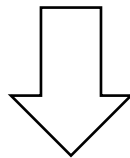
社会福祉法人（福祉施設）と地域が連携し、地域課題の解決に向けて取り組むことを目的としています。高齢・児童・障がいの分野を超えた施設で構成され、施設の専門性を活かした取り組みを進めるとともに、地域や施設間の連携を推進しています。



【基本目標Ⅱ】みんながつながるための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・新型コロナウイルスの影響で、従来の通いの場が使えなくなり困っている。
- ・コロナ禍の活動で委員によって考え方に違いがあり、事業実施の判断が難しい。
- ・今まで参加していなかった方等、誰もが参加できるような魅力ある行事を実施していきたい。

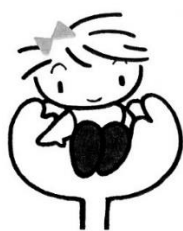


<重点項目③> 小地域福祉活動

19 の旧小学校区ごとに組織されている地区福祉委員会を主体として、各地区の特性に応じた福祉活動を引き続き行います。日常の見守りや声かけなどの個別援助活動や、サロン活動などのグループ援助活動を推進し、地域の方と顔の見える関係づくりに努めます。

推進方針

- ・小地域ネットワーク活動の見守りを促進し、顔の見える関係づくりに努める。
- ・地区福祉委員会の事業など福祉活動の参加を促進する。



◎小地域ネットワーク活動とは？

一人暮らし高齢者や障がい者、子育て中の親子など、支援を必要とするすべての人が安心して生活できよう、地域住民が参加、協力して行う「支え合い・助け合い」の活動を指します。

例えば…

- ・見守り、声かけ訪問
- ・いきいき(ふれあい)サロン
- ・世代間交流
- ・子育て支援「あそびの広場」 など

➡コロナ禍での活動

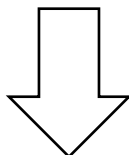
令和2年から流行している新型コロナウイルスの影響で、地区福祉員会の活動も中止や規模の縮小を余儀なくされました。そのような中でも見守り・声かけ訪問を中心に、感染対策など工夫を凝らしながら活動を行っています。

緊急事態宣言中には「外出自粛高齢者・障がい者等見守り支援事業」として、高齢者や障がい者等の要支援者が孤立や不安を抱えないよう、見守りや安否確認を行いました。

【基本目標Ⅲ】地域で支え合うための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・マンションのオートロック化が進み、支援が必要な人の情報が掴みにくい。
- ・コロナ禍で、高齢者の運動不足による筋力低下や冬ならではの暖房による脱水など健康について心配。
- ・認知症の可能性があるが、本人や家族がそれを認めたくない気持ちから心を閉ざしがちになるため、支援の手を差し出すのが難しい。
- ・近所で親子の言い争いが聞こえることがあるが、虐待との線引きが難しく、どこまで踏み込んでよいのか迷う。

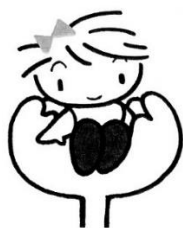


<重点項目①> 課題の早期発見・予防

日頃の見守り活動等を通じて、住民が抱える悩みを気軽に相談できる関係づくりに努めるとともに、虐待等の課題を早期発見・予防できる体制の充実を図ります。

推進方針

- ・相談しやすい環境づくりに努める。
- ・見守り活動の促進により課題の早期発見に努める。
- ・介護予防を促進する。
- ・虐待防止、早期発見に努める。



◎もりぐち救急安心カプセル事業

救急安心カプセルとは、病気や災害時に救急隊員などをご自宅にかけつけた際、迅速かつ適切な救急医療活動が受けられるよう、「緊急連絡先」や「かかりつけ医療機関」などを記入したカードをカプセルに入れて冷蔵庫に保管しておくものです。カプセルはお住まいの地区の福祉委員・民生委員がお渡しします。

【配付対象者】

- ①70歳以上の一人暮らしの人
(日中お一人になる方も含む)
- ②障がいのある人

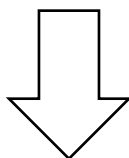


【基本目標Ⅲ】地域で支え合うための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・認知症で一人暮らしの方が増えている。また、近所に身寄りの方がいない。
- ・高齢者と障がいのある人の２人住まい世帯のフォローができていないか不安。
- ・就労ができず、親の年金で生活しているため世帯全体が困窮している。
- ・ヤングケアラーへの対策が必要だと感じる。

※ヤングケアラー…本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと

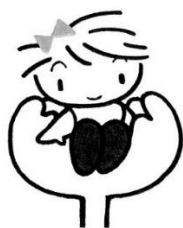


<重点項目②> 適切な支援へのつなぎ

いきいきネット相談支援センターを中心として地域住民の困りごとをお聞きし、関係機関と連携しながら、解決に向けて支援を行います。住民一人ひとりが孤立することがないように、属性・世代の垣根を超えた重層的支援体制を整備します。また、コロナ禍で急増している生活困窮者の支援など各種事業の支援体制も拡充し、適切な支援へつなぎます。

推進方針

- ・権利擁護センターの充実に努める。
- ・認知症高齢者の支援を促進する。
- ・子育て支援を促進する。
- ・障がいのある人への支援を促進する。
- ・生活困窮者の支援を促進する。



◎コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

福祉専門の相談員のことで、援護を必要とする高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭などの福祉の向上と自立生活を支援するための専門職です。暮らしに関わるさまざまな問題を解決できるよう支援します。

◎権利擁護センター

認知症、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるように支援を行います。

➡もりぐち/さぽーと(日常生活自立支援事業)

利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等を行います。

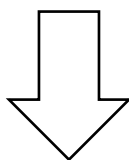
➡成年後見(法人後見)事業

財産管理や契約行為などを、本人に変わって成年後見人(守口市社協)が行い、本人を援助します。

【基本目標Ⅲ】地域で支え合うための仕組みづくり

◆現状と課題(アンケート調査より)

- ・地域によって防災意識や支援体制に差がある。
- ・コロナ禍で防災訓練ができていない。
- ・避難行動要支援者名簿を民生委員が所持しているが、実際に災害が起こったときに民生委員 1 人では対応できない。

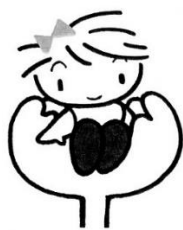


<重点項目③> 災害時の支援体制の構築

近年、地震や台風・大雨による災害が相次ぎ、より一層災害に対する関心が高まっています。災害時には避難行動要支援者名簿の登録者を中心に、安否確認や避難誘導ができるよう支援を行います。また、災害ボランティアセンターの設置・運営が円滑に進むよう体制を強化します。

推進方針

- ・要支援者の支援体制づくりを促進する。
- ・災害時を想定した訓練を定期的実施する。
- ・平常時からの要支援者との関係づくりに努める。
- ・災害ボランティアセンターの体制づくりを促進する。



◎災害ボランティアセンター運営シミュレーション

毎年、大阪国際大学で実施されている「防災フェスタ」に社会福祉協議会も参加し、災害ボランティアセンター運営シミュレーションを実施しています。災害ボランティアセンターでは、被災者のニーズとボランティア希望者との調整を行います。守口市が震度7の地震により被災したと想定し、ボランティアの受付からボランティア終了後の活動報告までの流れを体験します。災害時に大勢のボランティアが訪れる中、被災者のニーズに1つでも多く応えるためには、ボランティアセンターでのスムーズな対応が必要になります。



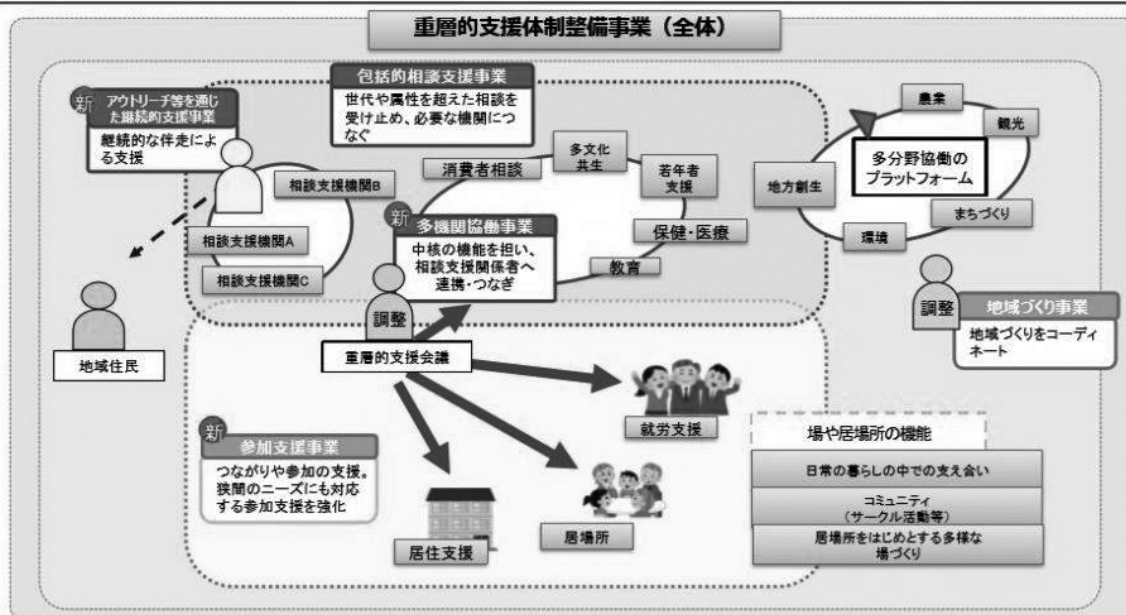
3. 重層的支援体制整備事業について

令和2年6月に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が創設されました。(令和3年4月施行)

この事業は、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、その課題を包括的に受け止めて継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援するため、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めるものです。

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



資料:厚生労働省

IV. 第3次もりぐち地域福祉活動計画の総括

守口市社会福祉協議会では、「みんなで参加！誰もが安心して暮らせる“もりぐち”のまちづくり」を基本理念に、介護や子育て、障がいのある人の自立問題など、社会的な支援を必要としながらも、制度上のサービスだけでは十分に対応しきれない要支援者が安心して暮らせる環境づくりなどに取り組むため、平成28年にその活動指針となる「第3次もりぐち地域福祉活動計画」を策定しました。

この活動計画を推進するため、地域住民、ボランティア団体、関係機関などが連携し、多様な福祉問題に対応した活動を展開してきました。

1. つながり(つなげる)

推進方策(1)交流しよう

地域における「いきいきサロン」を実施するとともに、地域で子育て支援ができる仕組みづくりを推進するため、「あそびの広場」、「三世代ふれあいっ子」などの活動を実施しました。

また、子どもの居場所づくり、学習支援や情報交換、食育の場として「キッズキャンパス」の活動を実施しました。

推進方策(2)つながりをつくろう

70歳以上の一人暮らしの高齢者や、障がいのある人などが、病気や災害時に迅速かつ適切な救急医療が受けられるよう、緊急連絡先などの情報を保管する「守口市救急安心カプセル」を社協と民児協が協働して配付し、平時からのつながりの構築に努めました。(令和3年3月現在、3,809人)

さらに、75歳以上の一人暮らしの高齢者に、市の「高齢者防災見守り安心事業」と合わせて、災害時の「安否確認用タオル」を配付しました。

推進方策(3)出会いの場をつくろう

地域の特性を活かした交流の場として、小学校の空き教室などを利用して、自宅に閉じこもりがちな高齢者が、気軽に地域の人たちとともに楽しいひと時を過ごしていただけるよう、「さんあい広場」(現在5ヶ所で週1回程度開催)を支援するとともに、「いきいきサロン」を開設しました。

また、東地区において新たな交流の場開設に向けた活動を行っています。

推進方策(4)啓発活動を強化しよう

登録ボランティア団体などの活動を支援するとともに、「守口市民まつり」、「ボランティアフェア」などで啓発活動を行いました。

また、地域行事や「守口市民まつり」などに障がいのある人の作業所や事業所が積極的に参加し、差別や偏見をなくす啓発活動に取り組みました。

さらに、社協のホームページの内容を見直し、活動の啓発を強化しました。

2. 支え合い(まもる)

推進方策(5)課題に気づき・発見しよう

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待防止、特殊詐欺被害の防止を図るため、小地域ネットワーク活動における「声かけ訪問」「福祉なんでも相談」や「いきいきネット相談支援センター」の活動、民児協の「こんにちは赤ちゃん訪問運動」を実施するなど、早期発見や身近で相談ができる体制づくりを推進しました。

推進方策(6)支援につなごう

「いきいきネット相談支援センター」では、高齢者、障がいのある人などが気軽に相談できる環境を整え、日常生活における様々な相談に対する助言、専門機関への紹介を実施しました。

また、わかたけ園における「障害者相談支援事業」では、障がいのある人やその家族などの相談に適切に対応し、助言や専門機関への紹介などを実施しました。

推進方策(7)権利を守ろう

認知症高齢者や知的・精神障がいのある人などを総合的に相談・支援するために、成年後見制度などの中核を担う「権利擁護センター」を設置し、「日常生活自立支援事業」、「法人後見事業」を実施し、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)などと連携を図る体制を強化しました。

推進方策(8)小地域の活動に取り組もう

小地域ネットワーク活動における「声かけ訪問」「話し相手」などの個別援助活動と「いきいきサロン」などのグループ援助活動を拡充に努めました。

推進方策(9)災害に備えよう

市の「高齢者防災見守り安心事業」に協力し、福祉委員、民生委員が75歳以上の一人暮らし高齢者宅に訪問し防災グッズを配付しました。

また、「もりぐち救急安心カプセル」や「安否確認用タオル」を地域に配付しました。

「守口市社協災害対策マニュアル」、「守口市災害ボランティアセンター運営マニュアル」に合わせて、「福祉委員・民生委員災害時安否確認行動マニュアル」を作成しました。

災害時において迅速・的確な対応が取れるよう、毎年大阪国際大学で実施している「防災フェスタ」の中で「災害ボランティアセンター運営シミュレーション」を行いました。

推進方策(10)共通する新たな課題の解決に取り組もう

地域で「三世代ふれあいつ子」、「あそびの広場」、「キッズキャンパス」、民児

協の「こんにちは赤ちゃん訪問運動」などの活動を実施し、気軽に子育ての悩みを相談できる体制づくりに取り組みました。

3. 人づくり(そだてる)

推進方策(11)意識を高めよう

「守口市民まつり」、「ボランティアフェア」での高齢者疑似体験、夏休みを利用した「ボランティア体験プログラム」などを実施するなど、人権教育、福祉教育の推進に努めました。

推進方策(12)学び合おう

地域福祉の担い手を育成するため、毎年、小地域ネットワーク活動リーダー研修に参加しています。(19地区より各地区2名)

人権研修を毎年実施するとともに、「守口市民まつり」、「ボランティアフェア」での高齢者疑似体験、夏休みを利用した「ボランティア体験プログラム」を実施するなど、福祉教育、人権教育の推進に努めました。

また、「ボランティア養成講座」など(傾聴ボランティア養成講座、認知症サポーター養成講座)により人材の育成に努めました。

推進方策(13)学んだことを活かそう

「ボランティアフェア」や「防災フェスタ」「介護フェスタ」などで、より多くの人に情報発信、また交流できる機会を増やしました。

4. 関心が高まっている身近な課題

推進方策(14)生活困難者の自立支援

生活困難者に対する相談を受けるとともに、「くらしサポートセンター守口」と連携し自立支援に向けた活動を行いました。

また、大阪しあわせネットワークの「社会貢献事業(生活困窮者レスキュー事業)」と連携した支援を行いました。

推進方策(15)介護保険制度の改正・地域包括ケアシステム

地域包括支援センターなどと連携し、介護予防教室を実施するとともに、介護予防のための「地域の集いの場ガイドマップ」を作成しました。

また、市内の介護支援事業所や高齢者施設、地域包括支援センターなどと協働し、毎年、啓発イベント「介護フェスタ」を実施しました。

推進方策(16)認知症高齢者の支援体制づくり

地域の「声かけ訪問」や「認知症カフェ」などの活動で、支援体制づくりを進めました。また、行政、介護支援事業所、高齢者施設、地域包括支援センターと連携、支援体制を強化しました。

